

2022-2024 年度課題別研修「妊産婦の健康改善」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国において、リプロダクティブヘルスにかかわる活動を実施する政府機関職員や NGO 職員を対象として、SDG 3.1 への貢献を目指した「妊産婦の健康改善」のための諸策を講じることを期待して研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人ジョイセフ（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、我が国における人口・リプロダクティブヘルス・家族計画・母子保健分野の国際協力における最長の歴史と最大の実績を有する専門機関であり、これまでに世界 30 余ヶ所の途上国で活動を実施してきた実績を有しています。例えば、母子保健分野の研修としては、当該研修の前身である「妊産婦の栄養改善」（2013-2015 年度）、「妊産婦の健康改善」（2016-2021）年度を実施しました。また、栄養分野の研修としては、2014 年から課題別研修「母子栄養改善」を実施しており、Scaling Up Nutrition 参加国の栄養改善対策に従事する職員に対し指導を行っています。途上国における保健状況を豊富な現場経験から理解しており、また 母子保健や 栄養分野の課題別研修の実施実績も有することから、本分野の効果的なカリキュラム作成、講師・視察先の確保、研修員の自国の状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、当該分野に関する高い技術を活用して研修の計画、実施が可能であると想定されます。

以上の理由から、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2024 年度課題別研修「妊産婦の健康改善」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 10 月 17 日～2022 年 11 月 30 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 8 月 15 日～2023 年 1 月 31 日（予定）

※2023 年度、2024 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び

事後整理期間を含む。

※2022年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023年度・2024年度は来日研修を想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

※令和4年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新にかかる期間を考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間に限り、令和元・02・03年度全省庁統一資格にて代替できるものとする。

- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者

- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2024年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 母子保健関連のオンライン研修及び対面研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年6月15日（水） 12時まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（様式1もしくは2）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年6月20日（月）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送（配達記録の残るものに限る） 提出期限必着。
	請求締切日	2022年6月27日（月）12時まで

	回答予定日	2022年7月1日（金）
	回答方法	郵送またはメール

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その3の3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式3）

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：中沢）

電話：03-3485-7469 Email: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022-2024 年度課題別研修「妊産婦の健康改善」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：「妊産婦の健康改善」

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2022 年 10 月 17 日～2022 年 11 月 30 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 10 名

2) 研修対象国

インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、トンガ、タンザニア、コートジボワール、シエラレオネ、タジキスタン

3) 研修対象組織・対象者

【対象組織】

- ① 中央または地方政府の行政機関
- ② 上記1と協働する NGO

【対象人材】

- ① 母子保健プログラムの企画・管理を担当する職員
- ② 職務経験3年以上
- ③ 十分な英語能力を有すること

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

「妊産婦の健康状態の改善」は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標3「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に含まれる重要な課題である。本研修では、国際的な潮流に即すとともに日本の経験を踏まえ、思春期、妊娠、出産、乳幼児期の母子を包括的に扱う継続ケアの重要性を伝達する。そして、各国の現状に照らし合わせ、各国地域で適用可能な妊産婦および乳幼児の健康改善にかんする具体的方策を検討する。

(6) 案件目標

自国の地域における、妊産婦と乳幼児の健康改善を目指した「継続ケア」を強化する。

(7) 単元目標（アウトプット）

1) 自国の地域における「妊産婦の健康改善」にかんする課題と現状が整理される。

2) 妊産婦の健康改善のため「継続ケア」のあり方について、理解を深める。

① 質の高いケアと情報の提供

② 地域と保健サービスをつなぐための経験と方策

3) 自国の地域の取組みを踏まえた上で、母子保健プログラムを強化する「活動計画（案）」を作成する。

(8) 研修内容

案件目標の下、以下に関する講義・討論・演習等を実施する。

1) インセプションレポートの作成・討議（自国の「妊産婦の健康改善」にかんする現状・課題分析・各国比較）

2) 日本の母子保健サービスの現状紹介（法・制度、組織、各種保健サービス）

3) 日本の母子保健サービスの変遷（特に地域における保健サービスと住民とをつなぐための活動）

4) 自国の地域の取組みを踏まえた、既存の母子保健プログラムを強化する「活動計画（案）」の作成

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年8月15日～2023年1月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務詳細（初年度分のみ）

1) 研修日程調整及び日程表の作成

2) 講師の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

5) 講師・見学先への連絡・確認

6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 動画配信及びWEBセミナーを想定した使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備、動画教材作成(翻訳を含む)
- 10) 講義映像の撮影及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 11) ライブ講義の配信及びそれに係る対応(チャットでの質問回答、研修員の通信環境サポート含む)
- 12) ライブ講義での円滑な討議、実習などの補助
- 13) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 14) 講師からの原稿等の取付、翻訳、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 事前課題・日々のレポートの作成・取り付け
- 18) 研修員の理解(習得)レベルの把握
- 19) 研修員作成のレポート等の評価
- 20) 研修員からの質問への回答
- 21) 討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語-日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド

ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上